

用地調査等特記仕様書

(趣旨)

- 第1条 この特記仕様書は、「用地調査等共通仕様書」(静岡県土木部・都市住宅部、平成17年4月1日最終改正、以下「共通仕様書」という。)第1条第2項の規定に基づき、共通仕様書の一部を変更又は追加するものである。
- 2 石綿に関する第4条及び第5条については、建物等の調査の場合は第4条及び第5条の双方を、再調査業務の場合は第4条を、再積算業務の場合は第5条を適用するものとする。

(立会証明書等)

- 第2条 共通仕様書第121条第2項に規定する土地境界立会確認書(様式第10号)に代えて、監督員の指示に従って静岡地方法務局の指定する立会証明書又はこれに準ずる書面を使用すること。

(土地現地調査書)

- 第3条 共通仕様書第130条第1項第2号に規定する土地現地調査書(様式第23号)に代えて、土地現地調査書(様式第23号の2)を使用すること。

(建物等の石綿の調査等)

- 第4条 建物等に石綿の吹き付け又は石綿が含有する建材等(以下「石綿等」という。)の使用の有無について、石綿障害予防規則第3条に準じ目視、設計図書等に基づき次の各号により調査等を行うものとする。
- 一 石綿等の使用が確認された場合は、使用されている石綿等について、それぞれの種類、数量等を別紙1・2、「石綿に関する調査表」を作成するものとする。
なお、機械工作物、生産設備、附帯工作物については、工作物調査表等の備考欄に記載可能な場合は備考欄に記載できるものとする。
 - 二 石綿等が使用されている箇所については、用地調査等共通仕様書に定める建物平面図、立面図、基礎伏図、床伏図、軸組図、小屋伏図等の図面に、石綿等が使用されている箇所等を表示させるものとする。
機械工作物、生産設備、附帯工作物についても図面に石綿等が使用されている箇所等を記載するものとする。
 - 三 石綿等は廃棄物組成名を「飛散性石綿」、「非飛散性石綿」と区分して廃材量を算定するものとする。

(石綿等が使用されている建物等の取りこわし工事費の算定)

- 第5条 飛散性(吹き付け等)の石綿等が使用されている建物等の取りこわし費用については、石綿等が使用されている建物等の全体取りこわし工事(石綿等の除去を含む)

に要する費用の見積書を次の各号により専門業者から徴してこれを取りこわし工事費とする。

- 一 見積書は、原則として2社以上から徴する。
- 二 建物等が複数ある場合の見積書は、各棟毎又は、各棟毎に分別可能な見積書を徴する。
- 三 見積書は、原則として次の項目について記載を得る。
 - ① 直接解体工事費
 - ② 直接運搬費
 - ③ 廃材処分費（発生材価格を含む。）
 - ④ 共通仮設費
 - ⑤ 諸経費

附則

- 1 この特記仕様書は、平成18年5月29日から適用する。共通仕様書の一部を変更又は追加するものである。